

第 8 回  
東京都国土利用審議会  
議事録

平成 29 年 11 月 16 日 (木)

東 京 都

# 第8回 東京都国土利用審議会 議事日程

平成29年11月16日(木)

東京都庁第一本庁舎北塔42階特別会議室A

## 会 議 次 第

1 開 会

2 事務局あいさつ

3 委員の紹介

4 議 事

議案 東京都土地利用基本計画の変更

(農業地域の縮小、土地利用の基本計画の変更)

5 閉 会

○審議会委員

会 長	中 井  検  裕	出席	委 員	秋 田  典  子	出席
委 員	井 出  多加子	欠席	委 員	杉 浦  賢  次	出席
委 員	須 藤  正  敏	出席	委 員	関      葉  子	出席
委 員	田 崎  輝  夫	出席	委 員	中 川  雅  之	出席
委 員	西 尾  昇  治	出席	委 員	薬 袋  奈美子	欠席
委 員	吉 住  健  一	欠席	委 員	澤 井  敏  和	出席
委 員	三 辻  利  弘	欠席	委 員	森 口  つかさ	出席
委 員	滝 田  やすひこ	出席	委 員	佐 野  いくお	出席
委 員	橘      正  剛	出席	委 員	星 見  てい子	出席
委 員	藤 井  ともり	出席	委 員	やながせ 裕  文	出席
委 員	佐 藤      昇	欠席	委 員	田 中  久  和	出席
委 員	土 屋      博	出席			

○東京都出席者

都市整備局

次      長	小 泉      健
技      監	上 野  雄  一

都市整備局総務部

部      長	桜 井  政  人
----------	-----------

都市整備局都市づくり政策部

部      長	久保田 浩  二
広域調整課長	山 本  清  彦
都市政策担当課長	佐々木 啓  文
土地利用計画課長	名 取  伸  明

産業労働局農林水産部

農業振興課長	松 川      敦
--------	------------

午前 10 時 00 分開会

### ○山本広域調整課長

大変お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第 8 回東京都国土利用審議会を開催させていただきます。

私は事務局を担当しております都市整備局都市づくり政策部広域調整課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ながら、着座にて進めさせていただきます。

初めに、定足数についてご報告申し上げます。現在 23 名の委員の方のうち 17 名の方に御出席いただいております。東京都国土利用審議会条例第 6 条第 3 項に定める 2 分の 1 以上の出席という要件を満たしております、本審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、あらかじめ申し上げますが、本審議会は運営規則第 10 条第 1 項の規定により、原則公開になってございます。

次に、本日用意させていただきました資料についてでございます。

まずお手元、右側上から A 4 縦 1 枚もので議事次第、委員名簿、座席表の順に用意してございます。それから左手に資料目録が A 4 縦 1 枚、その下に資料目録のとおり審議事項説明資料として「審議資料」。「参考資料」として 1 から 6 をホチキスどめにしておりまして、参考資料 2 については別添で冊子となっております。以上でございます。

なお、本日御審議いただいた結果につきましては、御答申という形で本審議회를代表しまして中井会長から賜りたいと存じます。

それでは、中井会長、進行をよろしくお願いいたします。

### ○中井会長

皆さん、おはようございます。東京工業大学の中井でございます。

本審議会は、昭和 49 年に制定されました国土利用計画法により設置されたものでございまして、東京都におきましても重要な審議会でございます。

前回に引き続き、委員の皆様方の御協力をいただきながら円滑な進行に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、何点か確認をさせていただきます。

まず、議席についてですが、運営規則第 4 条によれば「委員等の議席は、あらかじめ会

長が定める」とされております。委員の皆様におかれましては、現在の議席ということで御了解願います。

また、運営規則第 11 条第 2 項により、この審議会の議事録は原則公開となっておりますので、あわせて御了承をお願いしたいと思います。

それでは議事に先立ちまして、最初に事務局の挨拶をいただきます。東京都都市整備局の小泉次長、よろしくお願いたします。

#### ○小泉都市整備局次長

東京都都市整備局次長の小泉でございます。事務局を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用のところ、東京都国土利用審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃から都の都市づくりにつきまして特段の御理解・御協力をいただき、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、東京都におきましては、幅広く都民からの意見も伺いながら、本年 9 月に 2040 年代の目指すべき都市像とその実現に向けた方策を示しました「都市づくりのグランドデザイン」を策定いたしまして、高度成熟都市の実現と、次世代への確実な継承に努めることとしてございます。

本審議会は知事の諮問に応じ、東京都国土利用計画に関する事項などにつきまして調査、審議をいただくものでございます。

「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえまして、本日は農業地域の縮小などによる「東京都土地利用基本計画の変更」について諮問をさせていただいております。詳細につきましては後ほど担当からご説明を申し上げますが、皆様方には活発な御議論、御審議のほどお願いたしまして、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

#### ○中井会長

ありがとうございました。

それでは次に新しい委員もいらっしゃいますので、紹介を事務局からお願いたします。

#### ○山本広域調整課長

それでは、事務局から新しい委員の皆様を紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧ください。名簿の順に従いまして、新しく委員となられた方から紹介させていただきます。

初めに、東京都議会を代表する委員となります。

森口つかさ委員でございます。

○森口委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

滝田やすひこ委員でございます。

○滝田委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

佐野いくお委員でございます。

○佐野委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

星見てい子委員でございます。

○星見委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

藤井ともりのり委員ですが、30分ほど遅れるという御連絡をいただいております。

やながせ裕文委員でございます。

○やながせ委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

続きまして、特別区議会議長会、市議会議長会、町村議長会を代表する委員の皆様を紹介させていただきます。

目黒区議会議長の佐藤昇委員でございますが、本日はご欠席でございます。

調布市議会議長の田中久和委員でございます。

○田中委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

八丈町議会議長の土屋博委員でございます。

○土屋委員

土屋でございます。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

以上で、委員の皆様の紹介を終わります。

最後に、事務局を務めます東京都の幹部職員を紹介させていただきます。まず、都市整備局の職員ですが、先ほど御挨拶を申し上げました都市整備局次長の小泉でございます。

○小泉都市整備局次長

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

技監の上野でございます。

○上野技監

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

総務部長の桜井でございます。

○桜井総務部長

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

都市づくり政策部長の久保田でございます。

○久保田都市づくり政策部長

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

都市づくり政策部土地利用計画課長の名取でございます。

○名取土地利用計画課長

名取です。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

都市づくり政策部都市政策担当課長の佐々木でございます。

○佐々木都市政策担当課長

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

次に、産業労働局の職員ですが、農林水産部農業振興課長の松川でございます。

#### ○松川農業振興課長

松川でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○山本広域調整課長

そのほか、後列に担当職員が出席しております。

以上で紹介を終わります。

#### ○中井会長

新しく委員になられた皆さんには、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日議事として用意されておりますのは1件でございます。「東京都土地利用基本計画の変更」でございます。こちらを皆様に御審議いただくことといたします。

事務局の皆様には案件の説明、答弁に当たりましては要領よく行っていただくよう、どうぞお願いをいたします。また、委員の皆様方におかれましても、御質問、御意見は、付議案件につき簡明にさせていただきますよう、御協力お願いいたします。

それでは議案についてまず事務局より御説明をお願いいたします。

#### ○山本広域調整課長

それでは事務局より、東京都土地利用基本計画の変更につきまして、各担当より説明させていただきます。

まず、東京都土地利用基本計画の制度概要と変更の概要について、都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長から説明させていただきます。

#### ○名取土地利用計画課長

都市整備局土地利用計画課長の名取でございます。よろしくお願いいたします。

本日ご審議いただきます議案は「東京都土地利用基本計画の変更」でございます。

初めに、白表紙のホチキスどめの「参考資料」に基づきまして、土地利用基本計画の制度について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

参考資料1「東京都土地利用基本計画の制度」1ページめくっていただきまして、体系図の表示で1ページです。1ページの体系図の左側の点線の枠の中を御覧ください。

土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づき、国土利用計画の全国計画を基本としまして都が定めているものでございます。本計画は都道府県レベルにおける土地利用の調整と大枠の方向づけを行うもので、土地利用の調整等に関する事項を定める「計画書」と、土地利用別の区域を示す「計画図」から構成されております。



土地利用基本計画では、国土利用計画法第9条に基づき「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の5地域を定めることとなっております。

これらの地域はそれぞれ「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」に定める区域に即して指定しております。このため、都市計画法などの各個別規制法において各地域の変更を行う場合は、その内容や規模等から本計画についても必要に応じて変更を行うこととなっており、今回グレーで右側に塗っております「農業地域」、また左側の「計画書」の下に枠どりをしております「土地利用の基本方向」この一部について今回変更の対象となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。参考例ですけれども、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針の例でございます。

この図は、土地利用基本計画の計画図のうち、青梅市の一部を抜粋したものでございます。青梅市は市域全域が都市地域となっておりますが、例えば、図中右上に吹き出しをつけておりますが、この示す地域の場所につきましては、森林地域が重複して指定されております。この場合の土地利用の調整指導方針が土地利用基本計画書に定められております。

具体的にはこの地域では都市地域の市街化調整区域と保安林の区域以外の森林地域が重複しております。この組み合わせによる地域での調整指導方針は、吹き出しのかぎ括弧にありますように「森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な土地利用も認めるものとする」とされております。

続きまして、3ページを御覧ください。上段に計画の「変更の手順」として記載させていただいております。

土地利用基本計画の変更に当たりましては、庁内に設置した土地利用調整会議で原案を取りまとめ、今回の議案を当審議会に付議しております。本日の審議結果を踏まえまして、変更案を作成し、国土交通大臣と関係区市町村からの意見聴取を経て、来年2月に変更を決定し、告示いたします。

下段には、これまでの土地利用基本計画の策定の経過をお示ししております。

昭和49年6月、国土利用計画法の制定及び昭和51年5月、全国計画の策定を受けまして、同年8月に都は土地利用基本計画を定めております。その後、19回の変更を行っており、直近では平成29年3月、都市地域と森林地域が変更されたことに伴い、土地利用基本計画の変更をしております。

土地利用基本計画の制度の説明は以上でございます。

続きまして、黄緑の表紙の「審議資料」に行きたいと思います。

まず「審議資料」の1ページを御覧ください。

今回の変更は、農業地域の1地域と、計画書におけます土地利用の基本方向に関するものでございます。

「農業地域」につきましては約1.5ヘクタールを縮小するものでございます。

また、「土地利用の基本方向」につきましては、「都市づくりのランドデザイン」、本年9月に策定されたものですが、これを踏まえまして変更を行うものでございます。

変更概要については以上でございます。

#### ○山本広域調整課長

続きまして、農業地域の縮小について、産業労働局農林水産部農業振興課長より説明させていただきます。

#### ○松川農業振興課長

農業振興課長の松川でございます。

まず農業地域についてでございます。お手元の「審議資料」の3ページにございます「変更地域別概要」とあわせて、モニターのほうに写真を出していただいておりますので、こちらを両方御覧いただきながらお聞きください。

今回の変更箇所につきましては、首都圏中央連絡自動車道の八王子西インターチェンジの北側に近接いたします、モニターの写真の黄色線で囲った、現在は農業振興地域となっている約1.5ヘクタールの区域でございます。

このたび、このモニターの写真上の黒い線で囲っております当該区域を含む約172.3ヘクタールの区域において、自然環境に十分配慮しながら流通、産業拠点の基盤を整備する土地区画整理事業の実施が確実となりました。

個別規制法間での調整の見通しが明らかになったことから、都市的な土地利用を認め、農業地域から除外するというものでございます。

具体的な変更区域の場所でございますが、お手元の資料の5ページのところ、こちらの「変更位置詳細図」を御覧ください。

この図の黄色でお示しをした整理番号1-1で表示されています区域を農業地域から除外をいたします。

農業地域の変更については以上でございます。

#### ○山本広域調整課長

続きまして、土地利用の基本方向の変更について、土地利用計画課長より説明させていただきます。

#### ○名取土地利用計画課長

続きまして、この同じ緑表紙の6ページから24ページになります。土地利用の基本方向の変更内容についてご説明をいたします。なお、審議資料の6ページから24ページに全文を載せてございますこの東京都土地利用基本計画書における土地利用の基本方向につきまして、平成29年9月に「都市づくりのグランドデザイン」が策定されたため、土地利用に関する部分を反映する変更を行います。

具体的にはこの6ページから大きく5つに章が分かれておりますけれども、1番目の「都市づくりの基本的な考え方と目標」、続きまして2番目として「土地利用の基本方針」が7ページにございます。3番目に、9ページにございます「目指すべき都市構造」。4番目といたしまして、16ページに「新たな地域区分」。最後5番目になりますが、23ページにございますが、「都市づくりの戦略」として「都市づくりのグランドデザイン」を反映した内容に変更していきたいと考えております。

議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○中井会長

ありがとうございました。

ただいま議案につきまして事務局より御説明がございましたが、これより審議のほうに入りたいと思います。

それでは御意見や御質問をお受けしたいと思いますが、御発言の際には恐縮ですが、挙手をお願いいたします。それでは委員の皆様いかがでしょうか。

杉浦委員、お願いいたします。

#### ○杉浦委員

おはようございます。連合東京の杉浦でございます。

1点、この後お話しさせていただく内容につきましては、私も審議会に出させていただきますけれども、発言させていただくのは初めてでございます。審議会の内容とは若干異なる部分もあるかと思いますが、特に事務局に回答を求めるものではありませんけれども、私ども連合の地域の組織の皆さんからの意見ということで申し上げさせていただきたいと思ひまして、委員の皆さんにも御紹介方、お話をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

変更に関する案ということでございますけれども、私どもで八王子の西インターチェンジや戸沢峠ですかね。この入り口などの川口地区を訪れ、地元で御意見を聞いた上で3点について申し上げたいということでございます。

自然に配慮されるということの御意見も出ておりましたけれども、やはり八王子市内は自然豊かな地域であると、この地域内でもユリ科の植物であるカタクリの群生もあり、両生類であるトウキョウサンショウウオなども生息していると。貴重な動植物を保護するため、地域の調査も行って、手を打つことも含めて取り組むべきと考えるということ。

次に雇用が生み出される産業・業務複合地とすべきと。計画性をもって取り組み、企業進出がしっかり行われることを望みたい。

最後に八王子西インターチェンジのフル化によって、既に通過車両が増えていると。そこで北西部の幹線道路の新規整備と戸沢峠を通る道路の改良工事が必要となっていると。地元市だけではできない事業もありますので、東京都において早期道路整備が行われるべきということで、大変申しわけございませんが、私自身は現地へ赴いているわけでありませんが、地域の意見として伺いましたので、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

#### ○中井会長

特に事務局にご回答をとということでもないということでございましたので、御意見ということにさせていただければと思います。

ほかの皆さんはいかがでしょうか。

佐野委員。

#### ○佐野委員

都議会の佐野でございます。1点目は、かなり一般的なことになってしまうのですが、いわゆる行政側の審議会に対しては、議会の代表が出るのはいかなものかというような風潮がありまして、私は市議会議員をやっていたのですが、今後そういう審議会には出ないということで、今回はこういう法あるいは条例で規定されているということだと思っておりますけれども、今後の方向として都議会議員の審議会への出席というのは、方向性が出ているのかどうかというのはわかればお聞きしたいと思います。

2点目は、この審議会の、今回の諮問に対しての、事前に資料もいただいまして説明も伺っていますけれども、先ほどの説明で大きな土地区画整理事業とか、そういうような事業の一環の中で調整が図られているということなのではございますけれども、いわゆる都市計画

審議会との関係というのはどういうような時系列で今回この審議会の諮問になっているのか、その辺の関係がわかれば教えていただきたいと思います。

○中井会長

事務局どうぞ。

○桜井総務部長

審議会における都議会委員の選出についてでございますけれども、この審議会の委員の選任ということは、今お話しありましたとおり、条例で定められておりまして、その条例は現在当然成立しているわけですので、それに基づいて選任させていただくと。その後の予定といたしますか、対応、方法については現在は決まっていないということでございます。

○中井会長

もう1点の都市計画審議会との観点についてはいかがですか。

○名取土地利用計画課長

今回農業地域が入っていますので、これを外して、今回こちらのほうで外すことが通れば、その後、都市計画審議会にかけると。市街化区域に編入する手続をこの後に付議する予定としております。

○中井会長

こちらの審議は5地域の変更と、それから本日の後半にございました土地利用の基本方針の変更ということでよろしいのですね。その後、都市計画審議会のほうに行くと。

○名取土地利用計画課長

はい。そうでございます。

○中井会長

やながせ委員どうぞ。

○やながせ委員

ありがとうございます。都議会のやながせでございます。

何点かお伺いしたいのですけれども、基本的なことを確認したいと思いますけれども、今回、農業振興地域を減少させるということなのですが、農業振興地域に関して、基本的な東京都のスタンス、これを確認したいと思います。農業振興地域を維持していこうとしているのかどうかということ。これを確認します。事務方に。

○中井会長

事務局どうぞ。

○松川農業振興課長

農業振興課長の松川でございます。農業振興地域につきましては、総合的に農業振興を図ることが相当な地域ということで指定してございます。これはどこの都道府県でも同一でございます、東京都といたしましても、この趣旨に従って、総合的に農業振興を図っていくというスタンスで進めております。

○中井会長

やながせ委員。

○やながせ委員

ありがとうございます。それでこの農振地域のうちのデータで見るとこの現在、実際にそこで農業をしているところというのは大体3割ぐらいなのですね。7割ぐらいのところは農地として使っていないということであります。

今回の1.5ヘクタールに関しては実際業としてやっていない、農地としては使っていないところだというふうに確認しているのですけれども、その認識で正しいでしょうか。

○松川農業振興課長

今、先生がおっしゃいましたように、現地は山林が中心でございますが、その山林の中に栗畑があるということです。ただ、この栗畑につきましては、営農による収入を得るための生産の農地ではないということで、維持管理を行っている程度というふうに確認がとれております。ですので、今回特に八王子市全体の農業生産あるいは所有されている方の農業生産について影響はないという判断をしております。

○中井会長

やながせ委員どうぞ。

○やながせ委員

ありがとうございます。そうすると、今回の1.5ヘクタールを農業地域から外して都市地域にするという決定に関しては、これは実際にもしこれが業として農業をやっているということであれば、これは都市地域への変更ということには至らなかったという、その判断基準、ものさしを確認したいと思うのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○中井会長

事務局どうぞ。

○松川農業振興課長

私ども農業振興の部署といたしましては、土地の状況に合わせて判断をするという形になります。ですので、原則としては農業振興地域で営農を営んでいる場所がこういった形で開発をということでありますと、まずはこの場所ではない、ほかの土地での開発はできませんかということ、地域も含めて確認をするというのが原則になっております。

それ以降の手順につきましては状況に応じて対応していくということになります。

**○中井会長**

やながせ委員。

**○やながせ委員**

何点か今のことに関連して、ということであれば、これはその1.5ヘクタールを今回使うというところ、平地が必要だというふうに聞いておりますけれども、その場所はこの隣接地ではこの1.5ヘクタール、この当該地域よりほかにはなかったということによいのか、まずそれを確認したいと思います。

**○中井会長**

事務局いかがですか。

**○名取土地利用計画課長**

今回の場所1.5ヘクタールにつきましては、既に都市地域となっており、都市計画公園の管理棟や駐車場等を整備するに当たって、現在の土地利用状況や周辺の道路からのアクセスなど、造成規模の最小化の観点から検討した結果、当該地域が最適であったため、今回事業区域に含めたということで、八王子市から聞いております。

**○中井会長**

やながせ委員。

**○やながせ委員**

とすると、1.5ヘクタールの当該地域が最適だということで、ほかに候補がないということではないということでしょうか。

**○名取土地利用計画課長**

いろいろ検討したと八王子市からは聞いております。何案かあった中で一番この場所がよかったと聞いております。

**○中井会長**

やながせ委員。

**○やながせ委員**

そうすると今回の1.5ヘクタールを農業地域から除外するというのを許容しようとしているわけでありましてけれども、このものさしの基準、ものさしは一体何が一番重視されているのかということをお伺いしたいと思います。

○中井会長

事務局どうぞ。

○松川農業振興課長

今回の変更が妥当であったかどうかという判断のものさし、基準は、この区分、区域の変更については八王子市全体の農業生産に影響があるかないかということです。今回は影響はないという判断について、産業労働局として異存はないとしたところでございます。

○中井会長

やながせ委員。

○やながせ委員

もうそろそろやめたいと思うのですがけれども、この八王子市の農業生産に影響がないという判断というのは、どういうエビデンスをもってしているのでしょうか。

○中井会長

事務局どうぞ。

○松川農業振興課長

前段の回答でもお話ししましたように、ここの生産の状況を判断したということでございます。営農による収入を得ている状況ではなく、あくまでも維持管理ということで使われていたということで判断をしております。

○中井会長

やながせ委員。

○やながせ委員

とすると、これは地権者の意向的にも、将来的にもここで農業生産をやろうというような意向はないというようなことも確認をされていらっしゃるのでしょうか。

○松川農業振興課長

地権者の同意はとれているというふうに伺っております。

○中井会長

やながせ委員。

○やながせ委員



会長ありがとうございました。質問は以上で、確認をさせていただきました。

私の場合、意見として申し上げたいと思うのですが、改めてこの農業振興地域について調べましたけれども、農振地域のうち実際に業として農用地として成り立っているところは、先ほど申し上げたとおり 30%程度ということでありまして、70%はこれは農業をやっていないところなのですね。かつ、この法を調べてみますと、これは例えば 100 平米、10 平米でもいいのですけれども、軽微な変更においてもこの審議会を開いて農業地域から都市地域に変更しなければいけないというような規定になっているようでございまして、これはこの東京都、土地が大変たくさんあるわけではありませんで、東京都の土地活用の観点から見ても、このような大仰な審議会を開いて軽微な変更を認めなければいけないということになってしまっただけでは、この開発、有効活用のスピード感に欠けることになるのではないかなというふうに考えました。

ですので、東京都としては、これは法で決まっているということでありまして、軽微な変更であったりとか、私は区市町村で変更ができるようにするのが望ましい姿かなというふうに思っているわけでありまして、ぜひ東京都としてもこの規制のあり方については国にもう一度、再度検討いただいて、国に対しての法改正なのか、働きかけをお願いしたいということ、これを申し上げまして私は終わります。ありがとうございました。

#### ○中井会長

ありがとうございました。御意見ということにさせていただければと思います。

それでは星見委員をお願いします。

#### ○星見委員

一番最初の農業地域の縮小問題についてまず御質問いたします。

この縮小地域は 1.5 ヘクタールですけれども、この案件は圏央道の八王子西インターチェンジ近くにある里山・天合峰地域の市街化調整区域、これを市街化区域に変えるものとの関連で出されております。この全体は対象 170 ヘクタールの広大な地域ですから、1.5 というのは全体から見ると外れのところというふうに見えます。

この市街化地域への編入で、里山であります天合峰、この北側 86.8 ヘクタールが公園緑地に、南半分の 84.2 ヘクタールは大きく削って盛り土し、物流の業務施設になる予定になっています。この規模はどのぐらいかなと見てみましたところ、東京ドーム 10 個がすっぽり入る業務施設地域がここにできあがると。巨大な物流拠点を整備する計画の一角として、

今回この1.5ヘクタールの農業地域を解除するという中身になっているというふうに認識いたしました。

そこで御質問なのですけれども、1つ目として、今の緑の3ページのところに「変更地域別概要」の「関連する個別規制法の措置（予定）」にかかわって、1つは「農水省関東農政局との事前調整」、もう1つが「国土交通省関東地方整備局との事前協議」が載っているのです。それで、この中身はまず何が協議されているのかというのをお聞きします。それからもう1つは、国土交通省の事前協議がまだ終わっていないというふうになっておりますけれども、これはどういうことで遅れているのかというのを1点目お聞きします。

それともう1つお聞きしておきたいのですけれども、今回、先ほど言いましたように、約170.6ヘクタールの市街化調整区域の中に、なぜこれまでこの、ほかのところは全部市街地、都市地域になっていて、今回、都計審をこの後12月にやられるときに審議されるのですけれども、ここだけが、1.5ヘクタールだけが農業振興地域として残されてきた経過というのは一体何なのか、以上まずお聞きいたします。

#### ○中井会長

事務局いかがですか。

#### ○名取土地利用計画課長

1つ目の議案の3ページの審議状況のことについてでございます。1つ目の「農林水産省関東農政局との事前調整」につきましては、市街化編入に向けた農林水産大臣との協議に先立つものでありまして、当該区域の都市計画的な位置づけと事業計画、営農状況等に関する確認を経て、昨年9月に終了しております。

また、「国土交通省関東地方整備局との事前協議」につきましては、市街化区域編入に向けた国土交通大臣との協議に先立つものでございまして、都市計画法第13条をはじめとした区域区分に関する法令等の技術的基準の適合の確認がなされ、現在関係省庁の意見聴取を行っているところでございます。なお、「国土交通省関東地方整備局との事前協議」につきましては、現在想定しているスケジュールの範囲でありまして、今月中に協議を終了する予定としております。

2つ目の1.5ヘクタールの農業振興地域が残されていたのではないかと御質問でございます。これは先ほども述べていますが、都市計画公園の管理棟や駐車場の整備をするに当たりまして、現在の状況や造成規模の最小化の観点から検討した結果、当該地域が最適であったということで、今回事業区域に含めたものでありまして、農業振興地域が残さ

れたというものではございませんと、八王子市から聞いております。

**○中井会長**

星見委員。

**○星見委員**

そうしますと、この1.5ヘクタールの部分については、これまでこの場所には実は川口リサーチパーク計画というのが、前回ありまして、これが頓挫しております。そのときにはこのエリアは含まれていなかったわけですね。

今回私も、先の委員のように農振法をいろいろ調べてみました。この農振地域の除外についてというのは、農業地域の中でも非常に厳しい開発行為に対する制限がされている地域だというふうに思いました。原則としては、開発行為はできないというふうになっている地域。しかし、やむを得ない場合だけ除外を認める。そのやむを得ない場合というのは何なのかということを厳しく1個ずつチェックをかけていくという手続が必要な地域なのだというふうに思いました。

この、今細かい、法律に基づく、何をクリアしなければならないのかというのが早口でしたので、率直に言って書きとめることもできませんでしたが、まだまだ私、これどういうふうになっていくのかというのがまだ最終的に決まっていない段階なのかなと。この厳しい条件を全て、法的なものと、それから今の手続を国土交通省についても本当は全てクリアをする必要があつて、そこからここに出していただきたかったなというふうに思っています。

それで、そういう意味で、もう1つ聞いておきたいのが、前回出ていた古い八王子市がつくっていた開発計画、この地域を使って川口リサーチパーク計画というのがありました。これがなぜ頓挫したのか。そしてまた現在、物流拠点計画が進んでいる中で、並行して環境アセスの手続が進んでおりますけれども、それが今どうなっているのか、あわせてお聞きいたします。

**○中井会長**

事務局どうぞ。

**○名取土地利用計画課長**

平成元年4月に八王子21プランに位置づけられました川口リサーチパーク計画につきましては、予定区域内にオオタカの営巣が確認されたことを契機に、最終的に中止に至ったものと八王子市から聞いております。

また、現在の物流拠点整備に係る環境影響評価手続につきましては、都市計画決定権者である八王子市が今月 13 日に開催された八王子市の都市計画審議会に対して、都市計画の案とあわせて当該環境影響評価書を付議し答申を得たところであると、八王子市から聞いております。

○中井会長

星見委員。

○星見委員

私も川口リサーチパーク計画、今回の規模よりは少し小さいですね、そのときは、1989年に市の基本構想で位置づけられた川口リサーチパークの用地として、一度開発をしようとしたところでしたけれども、今、お話がありましたように1993年にオオタカの巣が確認されて、自然保護団体や地元の住民運動でこの計画が中断された。このオオタカの営巣が要するに開発の中心地であったために、アセスのやり直しを東京都の環境局が指示し、計画は大幅な延長を余儀なくされて、それでもやろうとしたのだけれども、その後バブルが崩壊し、研究用地としての需要がなくなるだろうということで、当時市は開発を断念したという計画でした。

ここ、オオタカ以外にも生物ではトウキョウサンショウウオ、オオムラサキ、植物ではナガハシスミレ、クロムヨウランなど、ここにしかないといわれている植物もあったりして、それがさまざまな住民の間でも争点になり、アセスに対しても多くの意見が寄せられてきたという経過があります。

今回、この都の環境局からも出された盛り土の安全性や地下水の問題、植物、生物保全のさまざまな指摘については、一応出されてはいるのですけれども、住民の皆さんからは本当に安全や自然が確保されるのか、それから動植物を本当に移設できるのかと。その後移設した動植物が本当にその地域に根づくことができるのか。さまざまな心配の声は結局上がり続けているというのがあります。

それで、こういう中で、今回の物流計画の地域について、地元のこうした、心配されている地元の皆さん、3団体から東京都に対して、この天合峰を里山保全地域にしてほしいという要望が2月に出ておりましたけれども、この内容についてはどのようにご確認されているか、お聞きいたします。

○中井会長

事務局どうぞ。

## ○名取土地利用計画課長

委員お話の要望書でございますけれども、平成29年2月7日、環境局に提出されたものでございまして、その内容については承知しております。

## ○星見委員

私もこの内容をもし確認されているのであれば、住民の皆さんの思い、それから地元の住んでいらっしゃる皆さんの思いというのを東京都は知っていらっしゃるのだと思います。

ちょっと簡単に、長くするといけないので、キュキュッと短くして紹介しますと、この要望書を出された3団体それぞれ25年以上八王子市の西部地域で、植物だとか、それからオオタカを守れとか、そういう運動をされてきた団体の連名でした。

標高300メートルの丘陵地で、縄文時代から周辺住民の生活とともに歴史を歩んできたこの里山、地域固有種を多く含む動植物が生息する自然環境は八王子市の貴重な財産で、都民の身近な自然との触れ合いの場として貴重な空間であると、云々たくさん書いてあるのですけれども、防災上の観点からも問題だともありました。それから計画地の隣地に住む者として、都民として安心して暮らせる住環境を守り、また八王子市の宝であり、開発から唯一残されている里山・天合峰の自然を守るためにも、里山・天合峰を東京都の里山保全地域に指定し、未長く天合峰の自然が守られるよう要求したいと。こういう思いで出されているのだというふうに思うのです。

ちょうど11月12日、この前の日曜日ですけれども、第26回の「オオタカまつり」が地域で盛大に行われておりました。

## ○中井会長

星見委員、手短にお願いいたします。

## ○星見委員

もう終わります。

そういう中で、ちょっとこの1番目については反対意見として、私のほうから意見を述べさせていただきます。

農業振興地域、約1.5ヘクタールの土地利用計画の農業地域から除外する案件については反対いたします。

前回の川口リサーチパーク計画が中止になった経過からも、今回の物流拠点を整備する川口土地区画整理事業は慎重な対応が必要であります。ところが本案件では農業地域からの除外地域について、いまだに国土交通省との調整中であり、こうした結果がどうなるか

を待たずして除外をすべきではありません。

また八王子市川口地域の山林約 170 ヘクタールを開発する大規模開発です。予定地域内には 1 軒の民家も存在しない。それだけに自然の宝庫で、全域が川口丘陵の主要部で、中心は天合峰という地域にとって象徴的な里山です。住民の皆さんからはこの地域の自然を開発から守るために、里山保全地域にと運動も展開され、豪雨などにより災害への不安も出ています。一度破壊した自然や環境は回復するために 100 年単位の時間がかかります。まして山を崩せばもとには戻りません。本件の農振地域の除外は、こうした計画を推し進めるためのものであり、反対いたします。

次、土地利用の基本方針については一緒にやったほうがいいのですか。それともまた別途でやったほうがよろしいですか。

#### ○中井会長

先ほど滝田委員から手が挙がっていましたから。

滝田委員どうぞ。

#### ○滝田委員

都議会議員の滝田です。私、地元が八王子ですけれども、先日も 9 月に都議会のほうで都市整備委員会がありまして、本件を既に審議させていただいております。その際の質問内容と若干かぶる部分もありますので、重複はなるべく避けたいなと思っております。その 9 月の都市整備委員会で審議させていただいた際には、市街化調整区域から市街化区域に変更した上で今回の物流拠点を整備するというところで、市街化調整区域から市街化区域に変更するに当たっての基準、都としての考え方ということをお伺いしました。その際には都として定めている変更の基準をご説明いただき、当該案件がその妥当性があるということをご説明いただきました。

今回は国土利用審議会ということで、区域区分の変更ではなくて、土地利用の区分の変更ということですので、その点について少しお伺いしたいと思います。土地利用の変更、農業地域から今回都市地域への変更ということになりますが、変更の基準というものが都としてあるのかということ、基本的ではありますが、確認をさせていただきたい。また、当該案件についての妥当性についてお伺いをしたいと思います。

#### ○中井会長

先ほどのやながせ委員のご質問と。

#### ○滝田委員

若干重複するところがあるかもしれません。

○中井会長

いかがですか、事務局。

○松川農業振興課長

2つ目の御質問、土地利用区分の変更に当たりますの当該の案件の妥当性ということで、先程やながせ委員からの御質問の回答と同じになりますけれども、当該地域につきましては、農業地域ということでございますが、主に山林が中心でございます。その山林については現況栗畑という形になっておりまして、その栗の栽培、植えつけにつきましては、営農による収入を得るための生産の農地ではないということで、現状の維持管理をする程度というふうに確認がとれております。

こういった状況も踏まえまして、国との事前協議でもやむを得ないという見解をいただいておりますので、産業労働局といたしましても、この変更については八王子市全体の農業生産に影響がないと考えて、今回の変更については異存がないと判断をしております。

○中井会長

滝田委員。

○滝田委員

市街化区域への編入に当たっては、その設定基準を設けていて、都として市街化区域及び市街化調整区域の設定方針等ということを定められているというふうにお聞きをしています。今回のように土地利用区分の変更という点に関しては、もともとベースになるような基準があるわけではなくて、個々のその案件に基づいて審議をしていくというような形なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○中井会長

事務局いかがですか。

○松川農業振興課長

農業振興地域の中でも、営農をしっかりとやっていただく土地ということで、農業振興地域の中の農用地区域という、農業振興施策を重点的に実施する区域がありますけれども、これを除外をする場合には、非常に厳しい基準がございます。

それ以外のところにつきましては、明確な基準というのが法律上でも定められておりませんけれども、それに準じた形で判断をするということになっております。

具体的には先ほどお話をしましたように、その地域の農業生産に影響があるかないかと

いうところが一番のポイントになります。

○中井会長

滝田委員。

○滝田委員

もう1点あります。こちらは先ほどの質問ともまた重なってしまうのですが、今回の土地利用区分を変更する箇所というのが、全体の計画の、170ヘクタールあるうちの1.5ヘクタールに限られているということで、そもそもこの部分が物流拠点を整備するに当たって必要だったのかどうかというところがやはり1つの確認のポイントになるのかなと理解しております。整備の内容をお聞きしておりますと、自然環境を保護する、先ほども質問がありましたけれども、最大限自然環境を保護して、かつ市民が利用しやすいように公園を整備していく形になっておりますので、その公園の管理施設をどこかに設けなければいけないと。その中で里山の中にそうした施設は当然設けられませんので、どこかにつくらなければいけないと。その中で今回、この1.5ヘクタールがそうした整備に必要な場所ではないのかというふうに区分されたと理解しておるのですが、その点確認させていただきたいと思います。

○中井会長

事務局どうぞ。

○名取土地利用計画課長

委員おっしゃるとおり、今回の1.5ヘクタール部分につきましては、区画整理事業の中でつくる都市計画公園の管理棟並びに駐車場等を整備する場所を選定するに当たって、現在の土地利用の状況、周辺道路からの接続性、あと造成規模の最小化をするための観点から検討した結果、当該この1.5ヘクタールの場所を使うことが最適であったため、今回事業区域に含めたと、八王子市のほうから伺っております。

○中井会長

滝田委員。

○滝田委員

最後に簡単な意見になりますけれども、やはり物流拠点を整備するということが自体は、都としても、もちろん地元の八王子市としても意味があることと。特に物流の効率化、あるいは防災、災害のときに防災拠点になるというようなこともありますので、意義は当然あるということだと思います。けれども、市街化調整区域から市街化区域に変える、もし



くは農業地域から都市地域に変えていくというような観点であれば、自然環境への配慮あるいは緑地への配慮というのが当然必要だと思います。その点については、十分にこれまでの地元市の審議、あるいは都市整備委員会のほうでの審議等々でも話をしてきました。けれども、もちろんこれから開発が行われていくわけでありますので、具体的な工事整備においては、しっかりと配慮し続けるようにというか、適切に行われるように都としても地元市もしくは事業者としっかりと話をしていただきたいと思います。

**○中井会長**

ありがとうございます。

事務局どうぞ。

**○名取土地利用計画課長**

この手続に関して、先ほど佐野委員から質問をいただいた件について補足をさせていただきます。この国土審とほかの都市計画審議会の前後関係について少しお話しさせていただきましたけれども、基本的には必ず国土審のほう为先ということはありません。場合によっては前後する場合があります。参考に例を言いますと、国からの運用指針で基本的には5地域の個別規制法による地域区域を変更しようとする場合には、それらの決定より前又は同時に計画図変更を行うことが望ましいとされていますので、必ずしも前、後が決まっているというわけではございませんので、一部補足をさせていただきました。すみません。ありがとうございます。

**○中井会長**

ありがとうございます。

それではほかはいかがでしょうか。

星見委員のほうから。

**○星見委員**

もう1つのほうの土地利用の基本方向の変更問題について、これ、一番大もとの変更なものですから、幾つかお聞かせいただきたいと思います。

1つ目は6ページ、その変更案の中にあります「土地利用の基本方向」「(1) 都市づくりの基本的な考え方と目標」に、「東京が持続的に発展していくために」として、「都市づくりのランドデザイン」を策定したと述べられています。この持続的発展とは何に対する発展なのかというのをひとつお聞かせください。

それからもう1つなのですけれども、あわせて7ページの「土地利用の基本方針」の①

では、これは「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保などが図られ、公共の福祉が実現」できるよう、これが都市計画の理念として述べられています。

しかし、その次のところで土地利用の具体化になると、i)、ii)、iii) いずれも真っ先に出てくるのが「国際競争力の強化」になっていますね。これが理念で述べている「公共の福祉が実現」これが最大の理念なのですけれども、どうつながるのがよくわかりません。この点についてまずお聞かせください。

#### ○中井会長

事務局どうぞ。

#### ○山本広域調整課長

「土地利用の基本方向」は資料にありますように、国土利用計画の全国計画と都道府県計画に代わるものとして位置づけられているグランドデザインをもとに書き換えておりまして、記載についてはその策定過程で議論をいただいております。

その上で持続的発展とは、東京は世界のどの都市も経験したことのない少子高齢・人口減少社会を迎える将来においても高度な都市機能の集積やインフラストックを最大限活用するとともに、さらにそれを伸ばして新たな価値を生み続けながら、東京圏全体で活力を向上し、日本の持続的な成長を支えていかなければならないということでございます。

2点目でございますが、こちらについても御審議いただいているところでございますが、「土地利用の基本方針」では国際競争力の強化を初めといたしまして、安全・安心、環境への配慮、それから豊かな緑や水辺に囲まれた美しい都市空間の再生など、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な都市生活及び都市機能の確保が図られ、公共の福祉が実現されるよう、総合的かつ計画的に土地利用を図ることとしております。

#### ○中井会長

星見委員。

#### ○星見委員

今ご説明を受けましたけれども、問題意識は少子高齢化だというふうに書かれているのですけれども、その解決の方向が高度な都市機能を維持することだという中身になっているところに大きな落差があるように私は思います。

それで、同じ都市のグランドデザインの中にコラムが載ってまして、これを読んできましたら、一方でということで持続可能な都市づくりに向けてSDGs（持続可能な開発

目標) という説明がされてきました。私とてもよくわかって、これは大事だなと思いました。簡単ですので読みます。

平成 27 年 9 月国連サミットで、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限として包括的な 17 の目標、いわゆる SDG s が採択されました。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、貧困撲滅や格差是正、気象変動対策などの国際社会の課題解決について、国が責任を持つ、また民間企業も果たす役割を重視していくと、そういう中身が採択されていて、まさに東京がこれから陥る又は問題になるというふうに言われている少子高齢化の問題なんかも、この観点からどう解決するかというのがすごく求められているというふうに思うのです。そういう意味で公共の福祉がどう実現するかというので、理念として本当に追及する必要があるのではないかなというふうに思います。

その上でもう 1 つ質問で、9 ページのところに(3)で「目指すべき都市構造」というのがあります。ここでは東京圏全体で国内外の人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保する「挑戦の場」にする。そのために道路ネットワークなどをさらに強化し、環状メガロポリス構造を進化させる。加えて空港・港湾機能を一層強化することで、東京圏にとどまらず、国内外を視野に入れ、「交流・連携・挑戦」を促進していくと、こういうふうにこの案には書かれています。

これを読むと、私はこれまで国や東京都が挙げて、東京の一極集中の是正が課題とさまざま論議されてきましたけれども、この目指す都市構造の内容では一層東京の一極集中がこの東京の国土計画の中で加速するのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○中井会長

ちょっと私から一言。もともとグランドデザインも決められたというかつくられたものに基づいての、本日は変更ということですので、その上で今の御質問にお答えいただければと思います。事務局いかがですか。

#### ○山本広域調整課長

グランドデザインの策定に当たりましては、既に常任委員会等で議論されたところではありますが、東京圏全体で活力を向上し、日本の持続的な成長を支えていくためには、三環状道路など、必要なインフラ整備を着実に進め、その整備効果を生かし、大規模なターミナル駅周辺ににぎわいと交流の拠点として再生するなど、将来を見据えて今なすべきことに工夫を加えて、よりよい都市づくりの実現に向け、新たな一步を踏み出していこうとい

うことをごさいますて、また、広域的な交通・情報ネットワークの拠点の交流機能を生かし、産業・観光・文化などの面で日本各地との交流・連携をさらに促進をしまして、東京から日本全体の魅力を世界に発信するなど、地方の活性化にもつなげていこうとしております。

#### ○中井会長

星見委員。

#### ○星見委員

今回の土地利用の基本方向の一番大きな改革部分が、都市地域部分についてのグランドデザインを取り入れたという部分になるものですから、どうしてもその部分を聞かざるを得ない。ほかは動いていないものですから、長々あまりやるつもりはないのですけれども、今お話のあった一極集中問題についてなのですから、そもそも 1990 年代には千代田・港・中央の都心三区に新宿を加えて都心四区の不動産の開発件数 23 区の 4 割だったのが、2010 年後半にはもう 6 割台、ほとんど中心部分だけが開発対象になっている。

森トラストのグループレポートでも 2017 年から 2021 年までの大規模オフィスの供給量が、都心三区が 7 割を占める予想になるというのが出ていると。今後も都心の集中がどんどん進むというふうになっているときに、センターコアゾーン、これは出ていましたね、に拡大、環七まで拡大するというのが出ていますけれども、ことだとか、それから「国際ビジネス交流ゾーン」を設けて、都心部の開発を先ほどちょっとお話がありましたけれども、加速させていくというふうになっていると。

これは政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略、各都道府県それから市区町村がこれに基づいて計画なんかつくっていますけれども、2020 年に東京圏から地方に転出入を均等な形で、基本目標を掲げているわけですよ。ところが一昨年もう 12 万人が転入過超になると。要するに一極集中がとまらない状態になっているというふうに考えると、私はこれ国の目標とは矛盾する方向にできているのではないかと危惧します。

それからもう 1 つ最後に質問させていただきたいのが、今、このグランドデザイン全体の中とあわせて、東京構想 2000 年、東京のまちづくりビジョン、それに当然この環状メガロポリス構造計画をさらに促進するというふうになってきているわけですが、結局こういう中で都内では今 5 路線で道路問題では例えば住民が東京都を訴えて、先月もまた裁判が起きましたけれども、5 つの路線で裁判が次々に行われている。深刻だと思います。

それから先ほどの八王子での唯一残っている里山・天合峰を掘り崩して圏央道に接続する物流センターをつくる計画。住民から反対運動が巻き起こる事態になっているわけです。

そういう、これまでやってきた中身を見ると、結局、都民生活を置き去りにして、どんどんまちづくりが進んでいるのではないかというふうに思いますが、その辺の、都民生活との関係でどうなのだというのはどういうふうに認識されているのでしょうか。

#### ○中井会長

事務局どうぞ。

#### ○山本広域調整課長

環状メガロポリス構造についてでございますけれども、都としましては少子高齢化、人口減少の進行が見込まれる中、東京圏全体で活力の向上や国際競争力を高めていくためには、環状メガロポリス構造を最大限活用して、人・モノ・情報の交流をさらに促進していくことが重要だと考えてございます。

また、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していくことが、これまで以上に重要になってくると考えてございます。

#### ○星見委員

最後に意見でまとめて終わります。質問ではありません。

私は月刊誌で『ガバナンス』というのを見ています。これは地方公務員の仕事をサポートし、自治体の改革改善を応援する内容の月刊誌なのですが、ここに読売新聞の東京本社編集委員の方が都市の豊かさとは何かという文章を寄せています。

その中で、森記念財団の世界都市ランキングを紹介し、よく読めば東京という都市のバランスの悪さがわかって、居住部門では東京が14位、環境部門では東京は12位に過ぎないことを指摘しています。そして居住部門で第2位のオランダ・アムステルダム市長の言葉を紹介しながら、都市とはビジネスの場であると同時に人間の暮らす場であるということ、経済のグローバルイシューから逃れるわけにはいかない。そのうちに乗る必要もわかる。ただし、グローバル化した経済は定期的にバブル崩壊に見舞われてきた。経済社会が激変しても人々を支えられる持続可能な社会とは何か。農地を守り、近郊の農山村と一体となって、人間の生命に必要な地域環境を守り、人間の顔をした都市にすることだ。そしてその一方で書かれているのが、東京は立ちどまって考え、他の多くの都市自治体も豊かな都市とは何かを改めて問い直してほしい。こう主張しています。極めて示唆に富む主張だと思います。

この指摘に比して、今回の「土地利用の基本方向」で打ち出している内容は、計画に求めている公共の福祉の優先、この理念の精神に乏しい。それから都市集中を加速させる可能性がある。ネットワーク強化の名により、道路整備や空港機能強化によって、都民の追い出しや住環境の悪化を進めるものだと考えまして、計画の内容については反対いたします。以上です。

○中井会長

ほかの皆さんいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○中井会長

それでは、議案についてお諮りをしたいと思います。

反対の御意見がございましたので、挙手によってお諮りをしたいと思います。

それでは議案の土地利用計画の変更でございますけれども、原案で御賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成挙手)

○中井会長

ありがとうございました。賛成多数と認めますので、本案は原案どおり決定し、後ほど本審議会を代表して私のほうから答申をさせていただきたいと思います。活発な御議論、誠にありがとうございました。

本日用意されております議事は以上でございますが、その他特に事務局のほうからは何かございますか。

ありがとうございます。特にないようでございますので、審議会はこれにて閉会とさせていただきます。誠に活発な議論ありがとうございました。皆様、議事の進行に御協力ありがとうございました。それではこれで閉会といたします。

午前 11 時 8 分閉会